

アートときめい

発行：札幌パートユニオン

〒060-0004 札幌市中央区

北4条西12丁目1-11

ほくろうビル4階

TEL 011-210-1200

FAX 011-206-4400

発行日：2020年2月8日

地域で仲間をひろげ未来を切り拓こう！

会長 新野 勝昭



組合員の皆さんには、明るい年をお迎えのこととお喜びを申し上げます。

さて、いまの日本では格差と貧困が広がり、非正規労働者は約40%を占めて、年収200万円以下のワーキングプア層は一千万人以上、長時間労働、過労死の増大、労働者の権利が侵害されて、人間としての尊厳すら認めない職場が蔓延しています。

国連が調べた国民の幸福度ランキングでは、北欧のフィンランドが1位、2位にデンマークと続き、10位以内の半数は、社会保障が充実している北欧諸国が占めています。

日本は、経済力では最上位にあるのに、国民の幸福度は58位であり、最悪です。

長時間労働、過重労働のもとに、日本の経済は成長していますが、大企業のみが利益を独り占めしていて、労働の成果が労働者に分配されていません。

企業がため込んだ剰余金は、ここ数年で309兆円から526兆円に増えています。

しかも、日本は北欧諸国と比べて社会保障体制が貧困です。

結婚できる生活を保障し、子供を産み育てる環境を！

若者の多くは、非正規雇用、年収200万円以下のワーキングプア層であり、結婚もできない生活を強いられていて、これが少子化、人口減少の最大の要因となっています。

いま、労働力不足が、企業経営にとっても、深刻な状態となっていて、政府は、外国人労働者の受入れを進めています。

北欧諸国の場合、手厚い社会保障のなかで、若者は普通に結婚して子供を産み、人口も維持し、労働力不足はありません。外国人労働者の受入れよりも、若者が結婚できる生活を保障し、子供を産み育てる環境を整うことが先決です。

いまの安倍自民党政権では、大企業と富裕層のための政治であり、自民党に投票することは、日本社会を崩壊させるものであり、政治を変えるしかありません。

希望ある未来にむかって、労働者・市民が主人公となる政治や社会を実現させていこう！

札幌パートユニオンは、今年も「ひとりの労働者も見捨てない！」「仲間を大事にして助け合う！」という旗印を掲げて活動を進めていきます。

困った人を助ける機能だけではなく、多くの人が集い、共に生きる場としてのユニオン運動を発展させていきます。組合員のみなさんのご奮闘をお願いします。

組合員の皆さん！ぜひ参加を！

祝・結成35周年 3月21日 札幌パートユニオン第36回定期総会

札幌パートユニオン第36回定期総会（結成35周年総会）を2020年3月21日（土曜日）午後2時00分から、札幌すみれホテル（中央区北1西2）で開催します。

年一度の総会です！組合員の参加をお願いします。

札幌パートユニオンは、1985年9月2日に結成、結成35周年を迎えました。

結成当時は、主婦パートが増加し、多くの労働問題が発生し、この解決のために札幌パートユニオンが結成されて、その後、誰でも、ひとりでも加入できる個人加盟の労働組合として、正社員の人たちの加入も増えています。

労働者をとりまく情勢は、厳しいものがあり、実質賃金が下がる一方であり、社会保障も後退し、老後の生活の不安も広がっています。

札幌パートユニオンは、働く者の生活と権利を守るために、みんなで団結して、ユニオン運動のさらなる前進にむかって、がんばっていきます。

札幌パートユニオン 結成35周年第36回定期総会

とき 2020年3月21日（土）午後2時00分から

ところ 札幌すみれホテル 札幌市中央区北1条西2丁目

総会終了後、下記の通り、記念講演会と懇親会を同会場において開催します。

午後4時00分から

札幌パートユニオン結成35周年記念講演

講師 北海道大学名誉教授 道幸哲也 氏

演題 就業規則と懲戒規定

午後5時30分から

懇親会

みんなで食べて飲んで楽しく交流を深めます。

懇親会は一人2,000円の会費になります。



必ず・お願い 同封しているハガキに氏名と出欠を明示し（総会を欠席する場合は必ず委任状の欄に署名する）、ハガキが3月7日（土）までにパートユニオンの事務所へ届くよう、忘れずに返送してください。

これまでの学習会をふり返ろう 憲法の平和主義を考えよう
問題が多い国民投票法 改憲議論・発議強行の危機

改憲反対！さあ、アピールしよう！ 第3回定例学習会開く(12/27)
 一緒に行動しよう！
 安倍自民党政権の「憲法改正」とは何か～意見を出し合おう～その3回目

12月27日に、これまでの学習会に引きつづき安倍自民党政権の改憲について、第35期第3回定例学習会を、地区ユニオンの仲間も加わって20名を超える組合員が集まり札幌すみれホテルで開きました。

これまでの憲法学習会をふりかえること、憲法改正国民投票法の問題点と、国会での改憲議論が強行にすすめられる危機の現状知ること、太平洋戦争で無実の罪で戦犯刑死した学徒兵の遺書から学び、憲法の平和主義を今一度考えること、今回の学習会を一つの区切りにしてパートユニオンのアピール・行動をしていこうという四つのテーマで学習会をしました。

これまでの学習会をふり返る

冒頭、新野会長は、日本国憲法の三原則、労働基本権を確認すると同時に、憲法前文を再確認しようと声高らかに全文を読み上げました。

ひとつめのテーマでは、第1回の学習会では安倍自民党の改憲4項目のうち「9条に自衛隊明記」について、岩本一郎先生の講演を参考に「安保関連法で集団的自衛権行使を認められた自衛隊が合憲化される」こと、安倍は「何も変わらない」と言って本当のことを言わないことなどを学んだ。第2回目の学習会では、同じく自民党改憲4項目のうち「緊急事態条項の新設」について、「三権分立、基本的人権、憲法自体を破壊できる」ものだということを岩本先生の講演、ヒトラー独裁に至るビデオも見て学んだこと。陽だまりの学習会報告の記事を読んで欲しいと提起がありました。そして難しく理解ができないこともあるが、安倍政権には戦争がやりたいという憲法改正への気持ちがある。だからこういう活動が必要。これからもやっていきたいという表明がありました。



新野会長の挨拶 憲法前文を読み上げ

問題が多い国民投票法 憲法改悪の議論・発議強行の危険性

二つ目のテーマでは、岩本先生の講演を紹介した上で、今ある「憲法改正国民投票法」は議決当時から多くの附帯決議がつく問題の多い法律で、とりわけ最低投票率が定められてお

らず、とても低い投票率でも改憲が成立してしまうこと、資金が多いほど有利になる有料宣伝に規制（いわゆるCM規制）がないことなどの大きな問題があること。昨年になって自民党は強行姿勢を示し、慎重姿勢だった公明党もそれに協力し始めたこと、さらに野党も柔軟な姿勢に変わりつつあることなど、安倍自民党の憲法改悪が強硬に進められかねない危険な状況にあるという提起がありました。



提起に聴き入る参加者

参加者から、改憲の裏にはアメリカの外圧があると思うとか、受験、就職を控えた18歳の改憲投票には無理がある、さらには立憲民主党と国民民主党の合流は、改憲問題を考えると危惧を感じる、などの意見が出されるなど、活発に意見交換がされました。（次ページへ）

あらためて平和憲法の意義を考えよう

三つ目のテーマでは、28歳で戦犯刑死した木村上等兵のプロフィルを紹介し遺書を読み上げました。提起者からアフガニスタンで先日殺害された中村哲医師の「日本国憲法は戦争で死んだ日本国民300万人の墓碑銘だ」という言葉を紹介しつつ、政府は先の戦争を反省していないが、被害を受けたアジア諸国も含めおびただしい数の死者の犠牲の上に平和憲法がある。あの戦争は間違いだったという反省の上に平和憲法の意義をもう一度考え、改憲に反対していこうと呼びかけられました。

改憲反対のアピール・行動をしていこう

四つ目のテーマでは、これまでの憲法学習会で学んだことを生かして、こんごパートユニオンとして改憲反対の意思を発信すること、同時に労働組合として平和を求めるこをきちんとやっていこうと組合員に伝えるものとしても、アピールや行動をしていこうと提起がありました。これまで総がかり行動への参加や、チラシ撒き、HPへのアピール掲載などのアイデアがあることが紹介され、参加者からは動画サイトへの投稿も提案されました。

提起者から取り組みが決まつたら皆さん一緒にやりましょうと呼びかけがありました。

最後に司会から、改憲がされたら生活にどう影響があるのか、安心とか人権とか無くなっているか考えていくのもいいのでは？いろいろな意見を出してもらいありがとうございます、という閉会の言葉で学習会を終えました。

つづけて、札幌地区ユニオン 2020春闘フレ学習会

札幌パートユニオンの定例学習会に引き続いだ同会場で、札幌地区ユニオンの「2020春闘 プレ学習会」が開かれました。

山本書記長から今春闘にあたって「今2020春闘を地場中小労働者による社会的労働運動の元年と位置づけ、謙虚かつ大胆に取り組みを進めて」行くという提起がありました。

「生活改善について雇用関係、法制度および行政システムにたいする取り組みの中で成果を生むよう検討する」として生活賃金引上げ、均等・均衡待遇確保、就業規則の開示、不利益変更撤回など、8項目の見直しの基準が示されました。各労働組合（単組）対応、個別組合員対応としての取り組みの具体化は、こんごさらに2月15日の札幌地区ユニオン春闘学習会等で討論し深めていくことが提起されました。参加者からは、見直しの基準についての提案もありました。

春闘プレ学習会に引きつづき地区ユニオンの拡大執行委員会が行われ、労働弁護団主催の集会「均等・均衡待遇の実現を求めて」への参加や春闘の取り組み、平和の取り組みなどが提起されました。

恒例の望年の会 大盛り上がり

恒例の札幌地区ユニオン望年の会は、連続の学習会参加者に加え仕事を終えて駆けつけた人もいて、30名を超える組合員でにぎやかに行われました。カラオケ大会ではマイクを握る人が大勢いて大いに盛り上りました。最後にパートユニオンの新野会長の団結ガンバロウで締めとなりました。（Y）



地区ユニオン山本書記長が提起



新野会長の音頭で団結ガンバロー

2月15日札幌地区ユニオン2020春闘学習・討論集会に参加を！

ドキュメンタリー鑑賞 「フツーの仕事がしたい」 監督:土屋トカチ セメント輸送運転手が主人公

21世紀に存在するリアル「蟹工船」の苦役。労組に加入、脱退強要や傷害事件などをのりこえて…

札幌地区ユニオン 2020春闘方針(案)学習・討論 提起:山本功 書記長 (いずれもユニオン会議室)
懇親会 (別会場に徒歩移動)

道内各地のユニオンが結集し交流を深める 北海道地域ユニオン大会ひらく



2019年12月14日、連合北海道地域ユニオン第20回定期大会が55名の代議員が参加しでガーデンシティで開催されました。

北海道地域ユニオンは、道内各地区のユニオンが結集し、活動を展開しています。

札幌パートユニオンは札幌地区ユニオンを通じて北海道地域ユニオンに加入し、ここの中核的組織であり、大会には21名が参加しています。今後1年間の

活動方針として①組織の強化と拡大②2020春闘の推進、二つの重点課題を進めていくことを確認し、委員長に斎藤勉さん（連合北海道）が再選されました。大会後は、懇親会を開催、各地区的ユニオンの仲間の紹介と、それぞれの活動状況の報告がありました。

「底上げ・底支え」「格差是正」と働き方の見直しで！

2020年春闘討論集会で闘う意思統一

連合石狩地協の主催で1月31日・2月1日の2日間、定山渓で2020春季生活闘争石狩地域討論集会が80名の組合員が参加し開催されました。

働き方を見直し、「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現に向けて団結して闘い抜いていくことを確認しました。札幌パートユニオンも3名が参加して討論に加わりました。



1日目の討論では、連合北海道の佐々木組織局長から春闘方針の提起があり、当ユニオンの山本事務局長から「同一労働同一賃金に関する取組み」などの課題について質問を行っています。

次に桑島弁護士（労働弁護団）から「同一労働同一賃金の諸問題」についての基調講演、労働契約法20条の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」に関して、いくつかの訴訟が行われていて、これまでの裁判判例のなかで、成果があった点や賞与などに関して判断がされなかった不十分な例の説明がありました。

今年の4月1日から、労働契約法20条は、パート・有期雇用労働法に吸収されます。（中小企業は来年の4月1日から）、問題は、有期雇用から無期雇用に転換した労働者には、この法律の適用がありませんが、無期転換後も不合理な差に対し、不法行為を認めた判例も出てきているので、あきらめないで闘うことを持提起されました。

2日目の討論では、当ユニオンの新野会長から、「最低賃金の抜本的な引き上げ、地域の格差をなくすためにも全国一律最低賃金制度の確立」を訴えました。

N組合員からは、職場の格差是正の取組みを報告し、すべての労働者が団結し、格差をなくしていくこうと力強く訴えて、最後は団結がんばろう三唱して集会を終えました。

労働弁護団主催 労働法連続講座 緊急集会

1月27日に開催

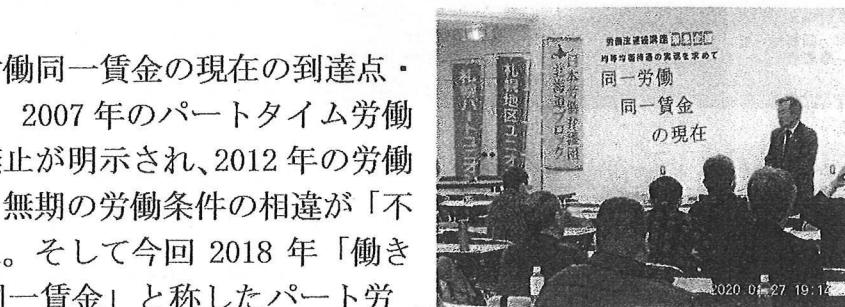
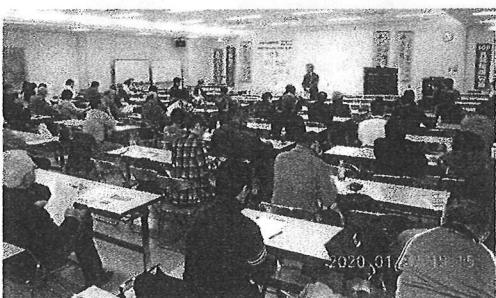
均等・均衡待遇の実現を求めて～「同一労働同一賃金の現在」～

1月27日に自治労会館で開かれた集会には、パートユニオンから10名が参加しました。

主催者挨拶で日本労働弁護団北海道ブロック代表の伊藤誠一弁護士は、「働き方改革」で成立した改正パートタイム労働法は法廷闘争を中心に正規・非正規の格差の不合理を正す全国の闘いの一つの到達点だとし、これを生かすためには、長い条文だがしっかりと読んで取り組んでいくことが必要だと訴えました。

まず平澤卓人弁護士から「同一労働同一賃金の現在の到達点・成果」と題する報告がありました。2007年のパートタイム労働法改正で初めて差別的取り扱いの禁止が明示され、2012年の労働契約法改正・20条の新設で、有期と無期の労働条件の相違が「不合理であってはならない」とされた。そして今回2018年「働き方改革」で安倍首相が「同一労働同一賃金」と称したパート労働法の改正がされた(提起ではパート有期法と表記)と経過をふりかえり、そのうえで主な内容である8条(労契法20条が統合された)と9条について、厚労省の「同一労働同一賃金ガイドライン」やいくつもの判決を取り上げて、基本給、各種手当などの待遇差がどう扱われているかの解説がされました。その中で「裁判で勝っても損害賠償だけ。職場の格差是正は裁判所はやってくれない。労働組合の取り組みが重要」と訴えがされました。

続いて労働現場からの声として、3団体の3名が発言しました。郵政産業ユニオンからは正社員と契約社員の不当な待遇格差を認めない闘いについて、協会病院労組からは無期転換権行使した組合員が有期契約だったときと同じ労働条件のままであることの不当性を訴えて闘っている報告がありました。もう一人は札幌パートユニオンのN組合員でした。N組合員は定年制がない契約社員であるにもかかわらず、60歳になった事を理由に半減以上の賃下げを強要してきた会社側にたいして労働委員会、労働審判を活用して闘い、減額幅を大きく抑えて勝利的に解決したことを報告し、正規と非正規の差別化は労働者どうしの内輪もめをさせるために意図的になされている側面があるとして、正規・非正規を問わずに労働者は団結すべきだと訴えました。



挨拶をする主催者代表 伊藤弁護士

桑島良彰弁護士からは「残された課題」と題する二つ目の報告がされました。桑島さんは、諸手当を基本給に組み入れることで、労契法20条違反とされてきた通勤手当などの不支給格差を覆い隠す動きがあること、判決で違法と宣言されても格差のある労働条件が変わらぬわけではなく、交渉が必要になること、無期転換後に有期労働者より労働条件が悪くなる場合があること、定年後再雇用で同じ仕事を続けても賃下げされる問題などを示し、これらの多くは、労働組合の対応が重要になると指摘しました。

意見交換のあと、最後に閉会挨拶で加藤丈晴弁護士から、待遇差の問題を取り扱おうとするときに、正規・非正規で一致団結して闘うことの難しさがある。だが労働組合が頑張らないと労働条件は変わらない。労働組合の団結が試されるとも言える。理論的支えは労働弁護団の弁護士がやる。一緒になってこの問題に取り組んでいきたいと呼びかけられました。(Y)

*昨年11月9日に札幌地区ユニオン第3回組織研修会で、「同一労働同一賃金」について学びました。

報告記事が陽だまり183号に掲載されています。

日米共同訓練-オスプレイNO!、総がかり行動 平和の取り組みに参加 平和憲法改悪絶対阻止!! 戦争する国づくりを許さない!! 安保法(戦争法)・共謀罪法、今すぐ廃止! 沖縄・辺野古米軍新基地建設反対!!



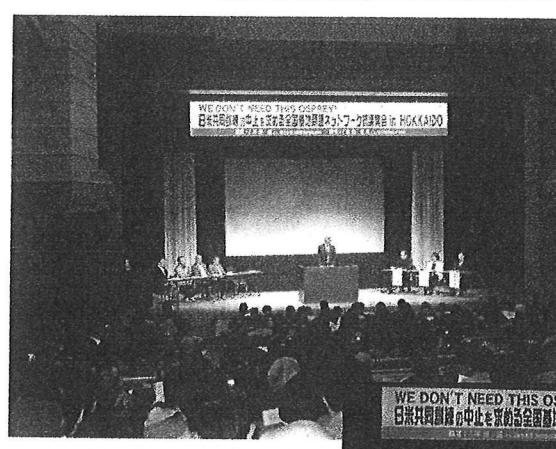
上：「戦争への道を許さない!!12.8 北海道集会」(12/7)
「日米地位協定の真実一日米共同訓練の危険性—」琉球大学専任講師 山本章子さんの講演



12.19 総がかり行動 最前列で参加



上：1.18 連合北海道など主催 日米共同訓練縮小！オスプレイ参加に反対する全道総決起集会
下：同集会 街頭デモ



上：日米共同訓練の中止を求める全国基地問題ネットワーク抗議集会 (1/13 千歳)
右：同集会 東京新聞 半田滋さんの講演



2020.01.19 15:35

史上最大 日米共同訓練に連続して抗議



左 2 枚：1.19 総がかり行動
アピールするのは呼びかけ人の室工大清末愛砂先生

パワーハラスメント防止指針 誰を守るつもりなのか！

厚生労働省は1月15日、パワーハラスメント防止指針（「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置等についての指針」）を公表しました（令和2年厚生労働省告示第5号）。

これで、今年6月1日から大企業はパワーハラスメント防止措置が義務付けられ、この指針に基づき防止措置を制定することになります。中小企業は2022年4月1日から義務化となります（1月15日告示のパワーハラスメント防止指針は札幌地区ユニオンホームページをご参照下さい）。

この指針は2019年5月に改定制定された労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）の運用のために作成されたものです。元の法律は佐藤栄作総理時代の1966年7月21日に制定された「労働政策の総合的な推進並びに雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」で、この第30条に2から8までを追加したものです。労働政策審議会分科会では昨年12月23日に多くの不満の声の中、正式決定されました。そのためパブリックコメントには1139件の意見が寄せられ大半は不十分とするものでした。

確かに指針に記載されるパワーハラスメントに該当しない例の列挙が不適切で法律の目的が労働者保護には無いと言わざるを得ません。労働者保護の視点欠如は企業の防止措置義務の内容にも明らかで、啓発と規定の制定・周知に限定されています。それ以上に掘り下げた内容は無く、「企業はパワーハラスメントに反対し対策をとりました」と声を出せば良、と言った内容です。こんなものですから、被害者となった労働者の救済策・職場復帰への施策については全く触れられていません。正に、被害者が出了場合の企業防衛策の手引です。

現状認識の酷さにもあきれます。文中（11頁下段）に、パワーハラスメント発生の原因に労働者同士のコミュニケーションの希薄化等の職場環境が存在する、との記載があります。パワーハラスメントの原因には労働者の無関心にも原因があるということです。労働者間のコミュニケーション不足は、人手不足・人員削減による業務過剰化・長時間労働が原因であり発端は市場万能主義をもとに展開された経済・雇用政策です。この悪政の被害の原因を被害者たる労働者に転嫁するというのは暴論です。

相談窓口の捉え方も実に安易です。かつての同僚・上司が顔を揃える相談場所では問題解決は困難、公平な視点も維持できないのは明らかです。某政令指定都市で教員の相談窓口を設置したものの相談員は元校長が居並び不評を買った事例がありました。労働者被害者救済のための相談窓口であれば外部に相談窓口を開設すべきです。何のためのパワーハラスメント防止指針なのかと言わざるを得ません。

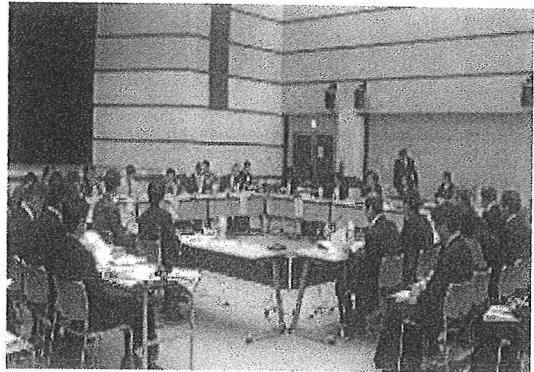
労働者を守るのは労働者自身です。労働者間の相互扶助・共助を強めていきましょう。隣人の苦しみから目をそらさないという姿勢で生きていきましょう！



札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの
ホームページを見よう！次々と更新しています！
アドレスは <http://spk-chiku-union.jp/> 札幌パートユニオン 検索

未払賃金請求期限3年(当面)に正義はあるか?

昨年末12月27日、第158回労働政策審議会労働条件分科会が開催され「賃金請求権の消滅時効の在り方について(報告)」という厚生労働大臣への建議が確認されました。この建議は、2020年4月の改正民法施行で賃金請求権の消滅時効が従来の1年から5年に改定されることについて労基法の賃金請求権の消滅時効を現行2年から5年に延長するかどうかの議論をまとめたものです。「当面3年の消滅時効」ということではほぼ強引にまとめられました。



昨年7月からこの議論は始まりました。使用者側委員は当初より「企業経費の負担増が尋常ではない」ことを理由に「2年据置」を強く主張しています。企業経費の負担増とは賃金台帳に関する資料保存経費や請求額の負担増を指しているので、公正な経営であれば問題のないものです。私たちはこの「当面3年の消滅時効」に強く反対します。

賃金未払は労基法第24条違反行為であり使用者は労基法120条により罰金刑に処せられます。そして労基法では労働者の権利保護の観点から賃金回収行為には、民法を上回る期間を設定すべきとし現行の消滅時効2年が設定されています。これが、何故、民法を下回る期間に甘んじなければならないのか、その理由は明らかにされませんでした。

「賃金請求権の消滅時効期間は5年。但し当分の間は3年とする。」はこの「賃金請求権の消滅時効の在り方について(報告)」の肝です。この「3年」は「改正法施行から5年経過後の施行状況を勘案しつつ検討を加える。」とされています。この分科会の会長は「当面3年とする」ことの理由を、労使関係の安定を図るために、紛争の早期解決・未然防止への影響も考えたうえでの配慮としました。賃金未払使用者に対してどのようなイメージを持っているのか明らかにして欲しいところです。

そもそも賃金をまとまらず支払わない使用者に対して労使関係の安定を前提に解決策を議論して事態が収拾するに違和感を覚えます。賃金未払が横行する職場で実行される未払い賃金請求は必ず雇用不安・解雇に直結します。未払い賃金が累積されていく根拠です。労働局の集計を見ても残業時間の違法状態の増加と残業手当不払は年々増加しています。在職中は怖くて請求できないというのが実態です。

このような状況下の未払賃金請求期限の消滅時効3年は、使用者限定の「徳政令」の追認に過ぎません。使用者の事業活動に配慮するもので、法の公正な適用や労働者の生活・権利への配慮は皆無です。この「当面3年の消滅時効」には正義の思想が全く見えません。

「5年経過後の検討」にいたっては論外で、「当面3年の消滅時効」を5年に改定する確約はどこにもありません。私たちは消滅時効を10年程度に伸ばすべきと強く思います。賃金未払の未然防止を考えれば、労働者の権利行使の期間を優遇することが最善の未然防止策になると考えるからです。この報告書は、1月20日に召集される通常国会の議論に付されます。党派限定ではなく私たちの意を汲んでくれる議員との意見交換を深め少しでも前進し、次の改正が速やかに図れるよう頑張りましょう!

あらの会長の二言三言

超格差社会アメリカを考える

アメリカのトランプ大統領は、アメリカ第一主義をかかげ、各国との貿易摩擦が激化し、さらに地球温暖化を否定し、温暖化を止めていくためのパリ協定の脱退を表明しています。アメリカはイスラエルを支持し、イランなどの中東各国との対決姿勢を強めています。中東での戦争の危機が広がっています。

アメリカは自由と民主主義の国と言われていますが、はたして本当にそうなのか、一見、自由に見えて、政治も民主的に見えますが、それは表面のみであり、権力はあらゆる手段をつかい、教育、マスコミ、宗教（右派キリスト教）を総動員し、国民を保守化へ洗脳しているのが実態です

FBI（連邦警察）、CIA（情報機関）などが、秘密警察並みに、アメリカの権力に反抗する者には、それが一国の要人であろうが、自国の国民であろうが、抑圧し、時には平然と暗殺してしまう空恐ろしいところがあります。

アメリカの政治、経済を文字通り動かしているのはマンモス化した軍需産業と政治が結びついた軍産複合体であり、これに逆らうものは、大統領の命も危険にされると言われています。なぜ、アメリカはこのような野蛮な国になったのだろうか。

もともとアメリカ建国のときから、この問題をかかえています。

原住民であるインディアンを虐殺し、彼らの土地を奪い、アフリカから多くの黒人をつれてきて奴隸として酷使してきた歴史があります。

メキシコに戦争をしかけて国土を広げ、さらにはハワイ王国を併合、フィリピン（その後、独立）、南太平洋に植民地化政策も進めてきました。

それでも資本主義経済のなかで、民主的手法を保障することで経済を発展させて、第2次世界大戦ではファシズムと戦うなど、ある面では進歩的なところもありました。

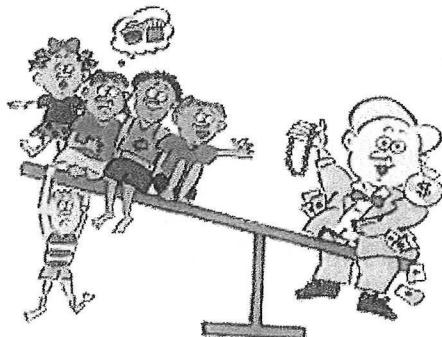
戦後、アメリカは急激に軍需産業を巨大化し、戦争中毒とも言われていますが、戦争を常にやらないとアメリカ経済が維持できない悪魔の世界にはいりこんでいます。

しかし戦争は膨大な戦費がかかり、財政を圧迫し、なによりも国を疲弊させます。

アメリカの健全な製造業は崩壊しつつあり、貿易と財政の双子の赤字は最悪の状態となり、世界を支配した巨大国家のアメリカは危機的状態です。

しかも、国内の1%が超富裕層で、多くは貧困層の超格差社会であり、お粗末な社会保障、貧困大国とも言われて、市民、労働者の不満が広がってきています。

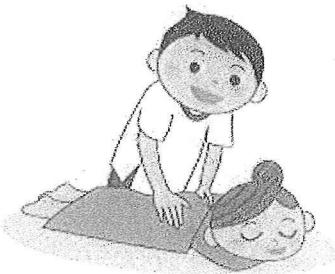
19世紀のドイツの経済学者マルクスは、進んだ資本主義国家が社会主義に移行すると予言していました。案外、アメリカが資本主義から脱却し本当の意味の自由と民主主義を確立し、格差も貧困もない社会をつくりあげていくのかもしれません。



50%以上の富が1%の人のもの

職場の問題解決の取り組み

労働時間を削減！不利益取扱いで再度の不当労働行為！



マッサージなど心と身体のリラクゼーションを業とする全国企業で、札幌店に勤務する男性のAさん、2015年のときに、病気休暇を理由として、役職手当が全額カットされたことから、役職手当をもとに戻すために、当ユニオンとして闘いを展開しました。労働委員会での不当労働行為救済の闘い、地裁で地位保全の闘い、団体交渉においても会社側を徹底的に追及し、最終的には、店長に次ぐ地位にあることを確認し、解決金の支払いと全面勝利をはたしています。

2019年6月、首、肩に痛みが発生したことから、医師に診てもらったところ、しばらくの通院加療を要するとのこと、このため2ヶ月の休職をとりました。

同年8月に、医師から就労可能との診断結果をうけて、会社に、9月1日から復職することを伝えました。しかし、会社は、復職を拒否したことから、当ユニオンの厳重なる抗議で、9月11日から復職しましたが、こんどは1日の労働時間を削減して4時間勤務、会社は働いた時間のみで賃金を支払うということで、月額賃金は大幅に減額されています。

まったくの嫌がらせであり、A組合員を職場からの放逐を狙った悪質な行為です。

このため、当ユニオンとして、労働委員会に不当労働行為救済の申立てを行い、解決にむけて、再度の闘いを展開しています。

資料の提示を拒む！不誠実交渉、不当労働行為で申立て

市内のパン製造・販売会社にパートとして勤務する女性のBさん、昨年の5月にパートとして採用されました。先輩の女性社員数名は、誰れもが嫌がる仕事をBさんに押し付け、しかも、日常、「誰から給料もらっているのか、仕事が遅い、汚い」などの罵声で、Bさんは、精神的疲弊をうけて、夫と相談して、会社に抗議し、会社の責任者のもと、パワハラの加害者数名と本人とその夫をまじえて、話し合い、結果は、加害者はパワハラの事実を認めて、謝罪しました。

会社は本人に職場を改善するまで、しばらく自宅で待機して下さいと言われていましたが、退職の意思を示したことがないのに、いきなり会社は、ニセの退職届けを添付して、職安に離職の手続きをとりました。事実上の不当解雇であり、私文書偽造の犯罪行為でした。このため、Bさん、当ユニオンに加入し、パワハラ行為と不当な解雇扱いに、慰謝料の支払いを求めていました。

その後、会社と団交を行いましたが、パワハラの事実も私文書偽造もないとの回答であり、会社は、加害者数名と本人との話し合いに録音をとっていることを認めたことから、団交では、録音の写しの提出を求めましたが、これを拒否し、誠実に交渉する意志がなく、このため、不誠実交渉にあたるとして労働委員会に不当労働行為で申立てしました。



- 12月7日(土)「戦争への道を許さない!!12.8 北海道集会」実行委（北海道教育会館）
 12月14日(土) 北海道地域ユニオン第20回定期大会 (KP ガーデンシティ PREMIUM 札幌人通)
 12月19日(木)「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会（大通り西3）
 12月21日(土) 北海道・表現の不自由展 2019 実行委（札幌市教育文化会館）
12月27日(金) 札幌パートユニオン第35期第3回定例学習会（札幌すみれホテル）
 札幌地区ユニオン2020春闘プレ学習会 拡大執行委員会 望年の会（札幌すみれホテル）
 2020年1月13日(月)「日米共同訓練の中止を求める抗議集会 全国基地問題ネット（千歳市民文化センター）
 1月15日(水) 札幌地区連合2020新年旗開き（ホテルポールスター札幌）
 1月18日(土) 日米共同訓練の規模縮小！オスプレイ参加に反対する全道総決起集会 連合北海道ほか（共済ホール）
 1月19日(日)「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会（北4西4）
1月23日(木) 札幌パートユニオン第35期第6回幹事会（ユニオン会議室）
 1月27日(月) 均等均衡待遇の実現を求めて～「同一労働同一賃金」の現在～ 労働弁護団（自治労会館）
 1月31日・2月1日(土) 石狩地域2020春闘討論集会 連合石狩地協（定山渓）
 2月7日(金) 東京キタイチユニオン解雇撤回闘争支援 控訴審傍聴行動（札幌高裁）
2月8日(土) 札幌パートユニオン「陽だまり」184号発行作業（ユニオン会議室）

- 2月15日(土) 札幌地区ユニオン 2020春闘学習・討論集会 懇親会 17:00～ ユニオン会議室
 2月19日(水)「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 18:00～ 北4西4国際ビル前
2月27日(木) 札幌パートユニオン第35期第7回幹事会 18:30～ ユニオン会議室
 3月6日(金) 2020春闘全道総決起集会 連合北海道 18:00～ カナモトホール(札幌市民会館)
 3月14日(土) 札幌パートユニオン街頭宣伝行動 12:00～ 紀伊国屋書店前
 札幌地区ユニオン第22回定期総会 15:00～ 札幌すみれホテル
 3月19日(木) 札幌パートユニオン第35期第8回幹事会（予定）

3月21日(土) 札幌パートユニオン結成35周年 第36回定期総会 14:00～

16:00～ 記念講演会・17:30～ 懇親会 札幌すみれホテル

4月23日(木) 2020春闘未解決組合解決促進集会 18:00～ 自治労会館

- ☆職場、社会の事など何でも。「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集しています。
- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
- ☆組合費の納入が滞らないように、郵便口座の確認をしておきましょう。
- 3ヶ月以上の滞納がつづくと、組合脱退の扱いになってしまいます。

今年も頑張りましょう。(立)
 長は憲法全文を大声で読み上げた。学習を進め参加者から発言が相次ぎ、今後の行動も話し合つた。いい学習会だった。安倍政権の憲法改悪強行を許すな。

で連続した大臣辞任、税金流用の桜問題、そしてIR収賄で当時現職の担当副大臣の逮捕。安倍首相に責任のある金まみれの悪行の数々。それでも、「ことごとくウソとゴマカシと官僚への責任なすりつけで逃げ回る安倍。あげくに花見は「募ったが募集はしていない」と国民をバカにする答弁。「安倍は息をするよう」ウソをつく」とはよく言ったものだ。組合員から、安倍首相に憤る声が届いている。同感だ。徹底追及を。

いわゆる「同一労働同一賃金」と称するパート労働法等の改正法が4月から大企業で施行される。労働弁護団の集会で強調されたが、格差には労働組合の力が不可欠。パワーハラ・ガイドラインが出たが、労働者の保護はできない。やはりパワーハラを許さないユニオンの力が欠かせない。年末の第3回目の憲法学習会。会

編・集・後・記

昨年からの公職選挙法違反疑惑